

【関西地区 弊社お客様限定特別価格】

外国人飲食業種採用のご提案



～ご紹介費用完全無料～

2024年10月30日

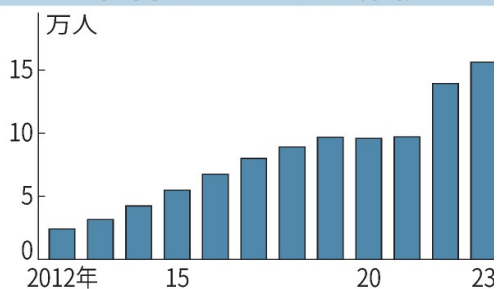
サンホワイト太陽炭株式会社

飲食店 ご経営者様 支配人様 御中

お忙しい中、申し訳ございません。しばしお時間を下さいませ。毎日の様に報道されている「外国人労働者」にご興味は御座いませんでしょうか？また興味があるが採用に不安があるとの事業主様はおられませんでしょうか？

1. 弊社は、2019年11月より、特定技能外国人に絞った新規の職業紹介企業です。2020年6月からは、弊社でフィリピン人介護希望者対象に、無料日本語学校を開設致しました。2022年より、同講座をビデオに収め、日本語学習希望者に幅広く、オンデマンドの講座を開放しております。昨年度から採用実績を頂き、現在20名強のフィリピン人特定技能介護職員、インド人人文社員を紹介させて頂きました。特定技能制度とは、外国人と少子高齢化の進む日本との共栄を図る目的で、国内労働市場を一部開放した制度です。若干複雑ではありますが、ご心配は御座いませぬ。弊社にお任せください。
2. 外国人の採用には、3つの方法があり、その一つが、「特定技能外国人」になります。雇用契約は正社員となります。特定技能試験2つ（日本語能力試験、飲食業もしくは宿泊業技能試験）に合格した、即時就業可能な、特定技能資格を持つフィリピン・ベトナム・インド・ネパール人をご紹介させて頂きます。就業は最長5年間。今後は2号が創立され、就労期限の制限がなくなります。経歴は同ビザ取得条件には御座いませぬ。現状の応募者は、過去に日本で技能実習生として就業経験があるもの、元国内日本語学校、専門学校を金銭的問題で退学したもの、興業ビザ（ダンサー等）で就業経験のあるものも多いです。
もう1つの方法は、外国語の通訳として、人文ビザで雇用する方法です。このビザの場合、就労期間の定めはありません。ただし、厨房や部屋の掃除等の手伝いは可能ですが、主業はあくまでも外国人との接客や、外国人向けの飲食店としての営業等になります。
あとは日本の学校に留学している外国人の採用です。28時間/週の就業制限があります。

在留ネパール人の推移



(注)23年は6月末時点
(出所)出入国在留管理庁

3. 中でも、特定技能制度による外国人は、飲食店舗や宿泊施設で雇用されている日本人と同じ業務が可能です。事業規模や社員数、受入事業所の規制もありません。一方で給料や福利厚生も、日本人と同一以上の待遇が求められ、3か月に1回、登録支援機関が外国人や事業所責任者様と面談（オンライン不可）し、入国管理局に報告が必要となります。（左図 2024年日経新聞より）

3. 過去にご紹介したお客様からも下記コメントのように好評をいただいております。

採用頂いた外国人の就業状況は、いかがですか？

みなさん真面目に働いていただいています。日本語でのやり取りには苦労する場面もあるものの、来日後数か月でご利用様とのコミュニケーションもとれるようになっていきます。令和4年度からは今まで外国人だから、ということで免除されていた記録（介護記録など）にも取り組んでいます

外国人介護職員の教育はどのような進捗でしょうか？

早い人は初任者研修や実務者研修を受けており、その受講支援（費用助成）を制度として実施しています。そのほかまだ手探りではありますが、事業所内でも外国人介護職員を対象とした研修に取り組んでおり、記録方法や技術に関する知識が取得できる機会を用意しています。

弊社の良い点/問題点を教えてください

コロナ禍ということもあり、生活面でのフォローを我々が十分にできていないのを、丁寧に補っていただいていると感じます。分からないことなどがあった場合でも、すぐに対応いただけるので、とても助かっています

利用者様からの反応はどうでしょうか？

言葉が通じない場面も少なくありませんが、おおむね好意的に受け止められています。遠くの国に来て頑張っている子達、として見ていただいているように思います

他の施設様へのアドバイスがあれば、お願いします

日本人に比べると、特に言語面での受け入れのハードルが高いのは事実ですが、実際に受け入れることで日本人職員の意識の持ち方も少しずつですが変化しているように感じます。そうした変化や知らない国の文化を楽しみつつ、受け入れができると良いのではないのでしょうか。

4. 定期的に無料オンラインセミナー（Zoom）を開催(毎月第2、4水曜日 15時～)しており、制度の詳細や外国人への必要とされる法令項目について解説しております。ご興味のある方はメールでご連絡ください。追ってリンクを送信させていただきます（一方的な売り込みは致しませんのでご安心下さい。）

1) 就業前の対応

異文化への理解、アパート・寮の手配

2) 入社時（添付：支援計画の概要参照）

市役所、銀行、携帯電話等の登録・手配

3) 入社後

定着支援、3か月毎の面談・入管への報告、毎年のビザの更新



詳しくはホームページ（<https://sumitenjob.com/>）、もしくはお電話（0742-53-0133）、メール（workinjapan@sumiten.com）にてお問い合わせくださいませ。 担当 白崎（しらさき）



外国人求職者のご紹介費用

2024年10月30日

ご紹介費用

	ご請求費用	単位
国内分紹介手数料	350,000円 ⇒ 無料	一人あたり
海外提携人材紹介会社 手数料	150,000円 ⇒ 無料	一人あたり（片道航空券代込）
計	450,000円 ⇒ 無料	⇒ <u>今回特別限定 紹介費用無料</u>

※海外提携人材紹介会社手数料には、ビザ申請取得費用、海外労働省求人登録、
労働者登録、出発前オリエンテーション費用を含んでおります

支援費用

内容	ご請求費用	単位
支援計画書作成補助	無料	1社あたり
① 事前ガイダンス	無料(オンラインガイダンス)	上記紹介料に含む
② 空港への送迎	20,000円	1回につき
③ 住居確保・生活に必要な契約支援	10,000円	1回につき
④ 生活オリエンテーション(8H)	30,000円	1回につき
⑤ 公的手続きへの同行	10,000円	1回につき
⑥ 日本語学習機会の提供	無料	
⑧ 日本人との交流促進	無料	
⑨ 転職支援(人員整理の場合)	無料	

*自社で実施頂く場合、費用は発生いたしません。

その他

現地での通訳者手配	20,000円	一日あたり
ビザ更新書類作成費用(毎年)	無料(印紙代4,000円+往復簡易 書留郵便代のみご負担下さい)	一人あたり5年間、 4回の更新費

月額支援費用

⑦ 相談・苦情への対応(※月額)	25,000円	一人につき・1ヶ月あたり
⑩ 定期面談・報告書作成・入管提出 (※3カ月毎、3、6、9、12月)	無料	一人につき・3ヶ月毎 (上記に含む)

※支援費用・その他費用・月額支援費用について、交通費は別途ご負担いただきます。

※太字部分が最低ご負担費用となります。

支援計画の概要②



①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報

